

保育の必要性認定の基準について

1. 保育の必要性の認定（給付の支給認定）について

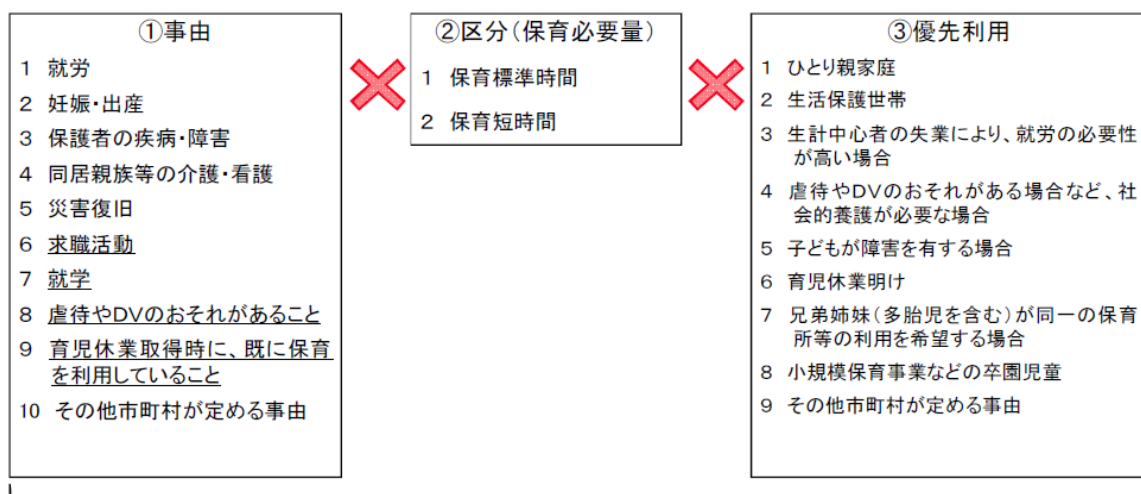
（1）給付の仕組みと認定の種類

○子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定（認定証を発行）した上で、給付を支給する仕組みとなる。

- ・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ・保育の必要性の認定区分を次の3区分。
 - 【1号認定】 満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
 - 【2号認定】 満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
 - 【3号認定】 満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）
- ・さらに、保育の必要性に応じて、「長時間（保育標準時間）認定」と「短時間認定」に区分。
- ・保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

（2）認定の基準

○保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」、②「区分」、③「優先利用」について、市町村が認定基準を策定することとされている。

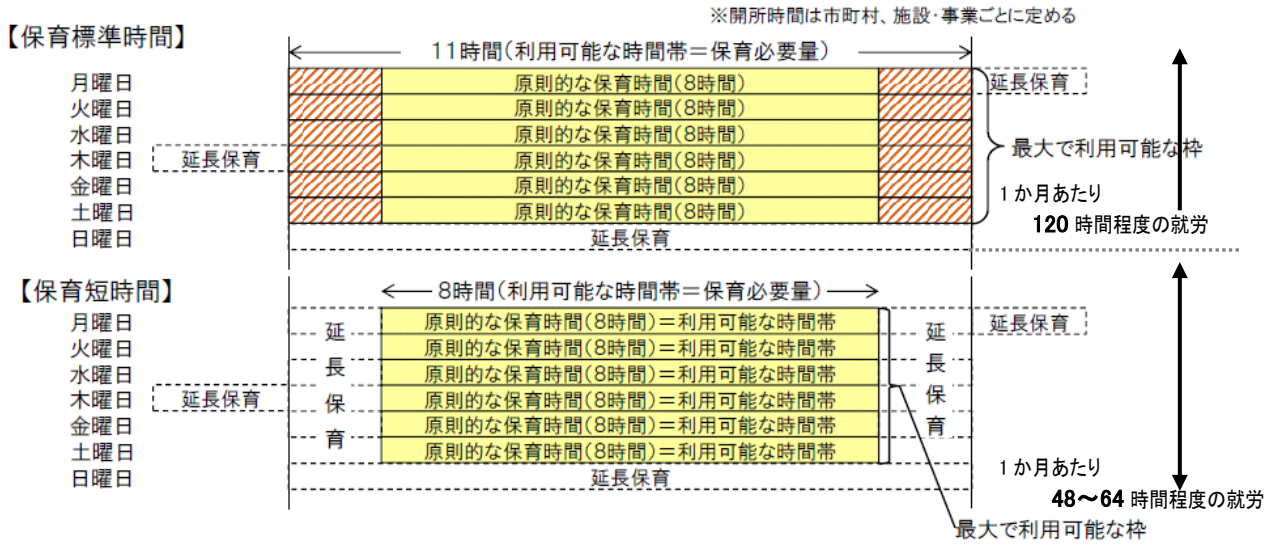


保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ	
<保育標準時間>	
Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○
※ 保育短時間も同様	

計 X人
計 Y人
→ 利用調整へ

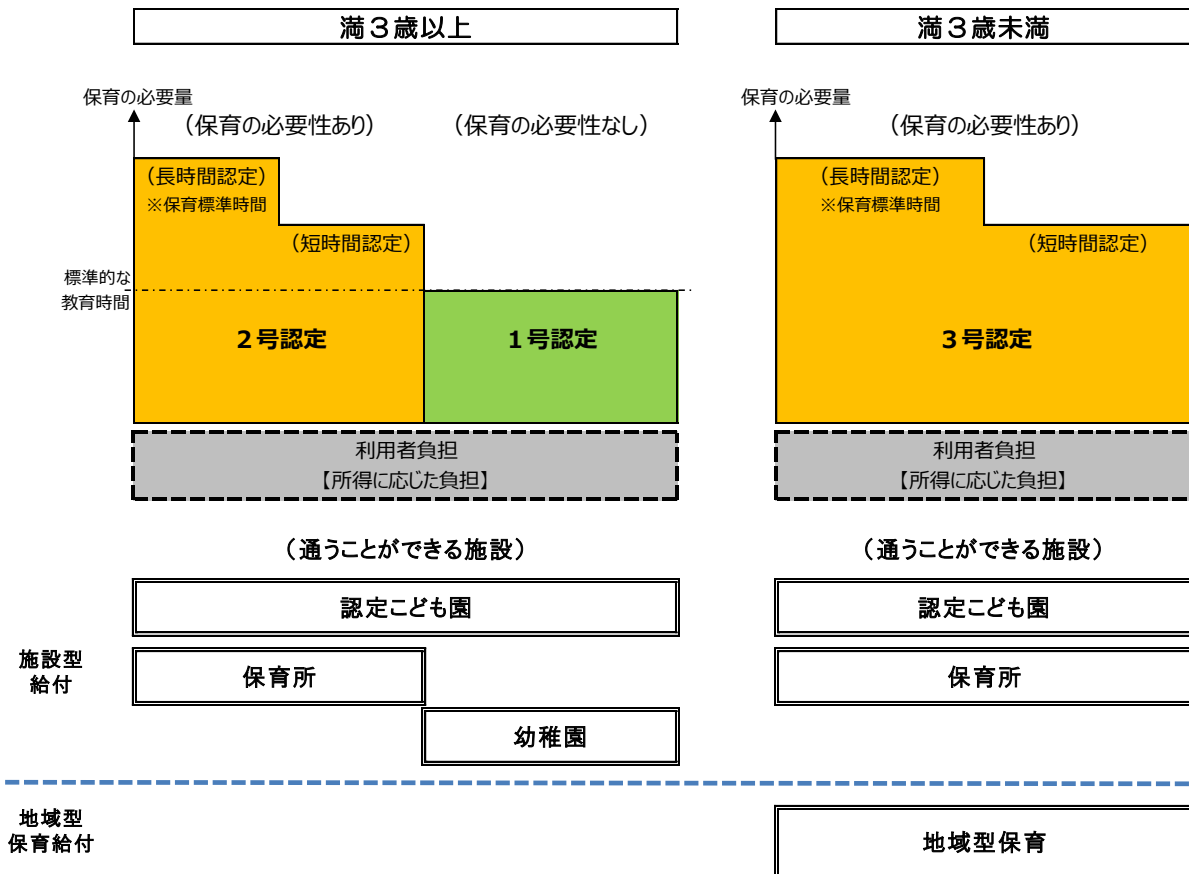
※「②区分」（保育必要量）について

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



(3) 認定と利用の関係 (イメージ)

- 市町村の定める認定基準のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定する。
- 満3歳以上で「保育の必要性あり」に該当であっても、保護者の希望により、教育標準時間認定を選択し、幼稚園等を利用することは可能。



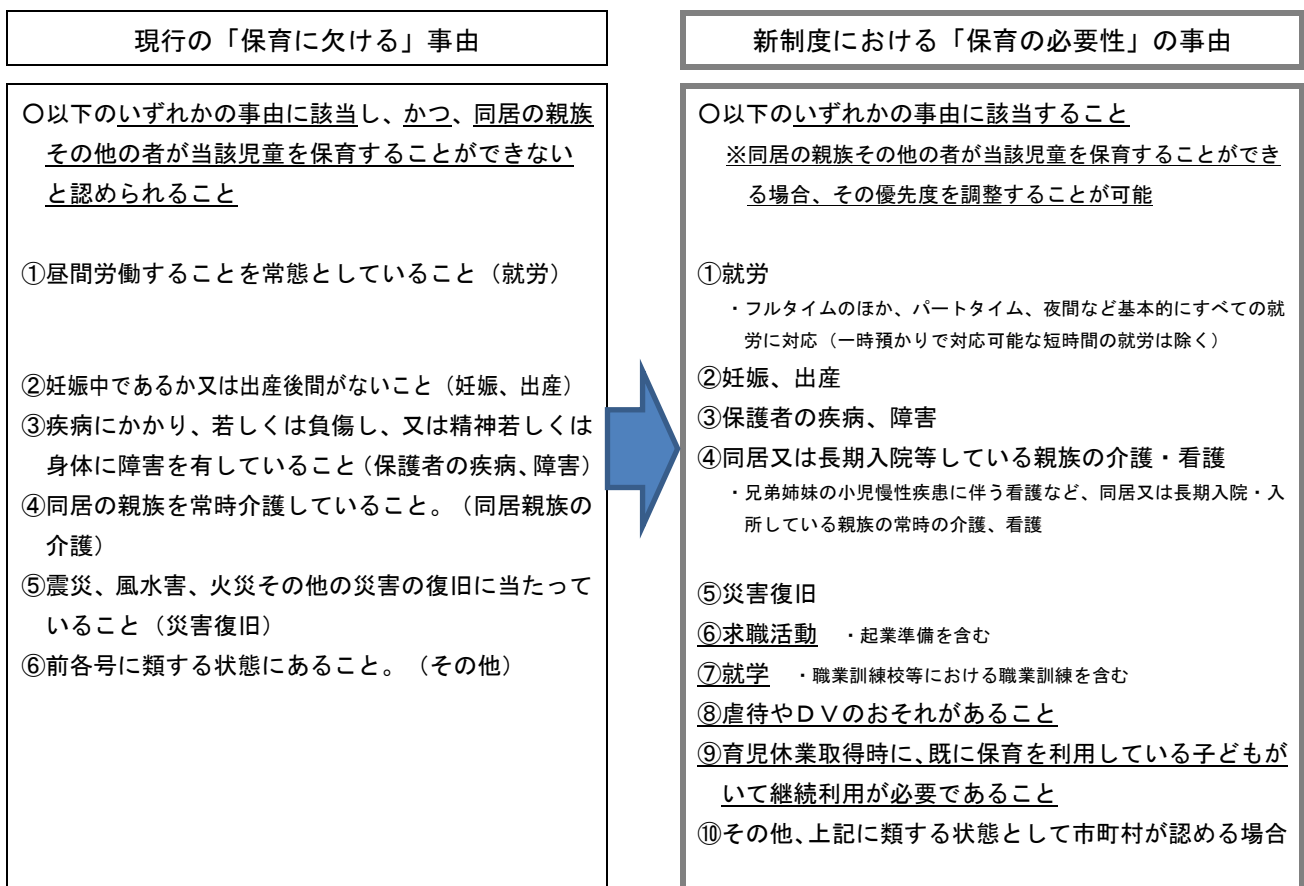
2. 保育の必要性認定の基準の検討

保育の必要性の認定に当たっては、「事由」「区分」「優先利用」の3点について、認定基準を策定することとされています。

- ①「事由」：保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
- ②「区分」：長時間認定又は短時間認定の区分（保育必要量）
- ③「優先利用」：ひとり親や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(1) 「事由」について

○給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。



■市の「事由」に関する基準の設定の考え方

国の新基準	現行の市の基準	市の新基準案
以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能		
①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内労働（自営業、在宅勤務等）を含む	①昼間労働することを常態としていること（就労）	国の基準と同様
②妊娠、出産	②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）	国の基準と同様
③同居又は長期入院等している親族の介護・看護	③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）	国の基準と同様
④同居又は長期入院している親族の介護・看護	④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）	国の基準と同様
⑤災害復旧	⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）	国の基準と同様
⑥求職活動		国の基準と同様
⑦就学		国の基準と同様
⑧虐待やDVのおそれがあること		国の基準と同様
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		国の基準と同様
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	⑥前各号に類する状態にあること。（その他）	国の基準と同様

(2) 「区分」(保育短時間の就労の下限時間と保育必要量)について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

〔支給認定基準と認定区分の関係〕

		「保育の必要性」なし	「保育の必要性」あり
3歳以上	1号認定	教育標準時間認定	2号認定 保育認定
		【利用する教育・保育事業】 ・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園部分）	
3歳未満	認定なし		3号認定 保育認定
		【利用する教育・保育事業】 なし	

→月 48~64 時間 の範囲以上	→月 120 時間以上
保育短時間	保育標準時間
最大 8 時間 保育利用が可能	最大 11 時間 保育利用が可能

「就労の下限時間」の設定が必要

■市の「区分」の基準の設定の考え方

○就労の下限時間について、最小（48時間）にした場合（＝利用のハードル低い）、最大（64時間）にした場合（＝利用のハードル高い）それぞれにおいて、アンケート調査結果から教育・保育のニーズ量への影響をみたところ、ニーズ量に差は出ない。

○本市としては、新たに基準を定めるに当たり、短時間の就労をしている保護者に対する教育・保育のニーズに対しては、一時預かり事業などを活用することで十分に対応可能であり、就労の下限時間を枠内で最も多い1か月64時間（1週間16時間程度）としたいと考える。

国の新基準	現行の市の基準等	市の新基準案
1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間	時間的基準は定めていない	1か月64時間

●参考：保護者（母親）の就労日数と就労時間（ニーズ調査結果より）

上段:度数 下段:%		問12(1)-1 1日あたりの就労時間(母親)										
		合計	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間以上	無回答
問12(1)-1 1週 あたりの就労日数 (母親)	全体	373 100.0	3 0.8	4 1.1	10 2.7	29 7.8	32 8.6	26 7.0	173 46.4	53 14.2	36 9.7	7 1.9
	1日	1 100.0	-	-	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-
	2日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3日	5 100.0	-	1 20.0	-	1 20.0	1 20.0	-	1 20.0	-	-	1 20.0
	4日	14 100.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	4 28.6	3 21.4	2 14.3	1 7.1	-	-	-
	5日	249 100.0	1 0.4	2 0.8	6 2.4	18 7.2	21 8.4	18 7.2	135 54.2	31 12.4	17 6.8	-
	6日	88 100.0	1 1.1	-	2 2.3	5 5.7	7 8.0	5 5.7	33 37.5	21 23.9	14 15.9	-
	7日	9 100.0	-	-	-	-	-	1 11.1	2 22.2	1 11.1	5 55.6	-
	無回答	7 100.0	-	-	-	1 14.3	-	-	-	-	-	6 85.7

(3) 「優先利用」について

○待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指数上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

■市の「優先利用」に関する基準の設定の考え方

	国基準	現行の市の基準等	市の新基準案
①	ひとり親家庭	優先考慮あり	国の基準と同様
②	生活保護世帯	優先考慮あり	国の基準と同様
③	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		国の基準と同様
④	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	優先考慮あり	国の基準と同様
⑤	子どもが障害を有する場合		国の基準と同様
⑥	育児休業明け	優先考慮あり	国の基準と同様
⑦	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合	優先考慮あり	国の基準と同様
⑧	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童		国の基準と同様
⑨	その他市町村が定める事由 ・保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）の考慮 ・人材確保、育成、就業継続の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもの利用配慮 ・放課後児童クラブの指導員の子どもの利用配慮	優先考慮あり	国の基準と同様